

## 校内生活の心得について

校内生活の心得は、学校生活を送る上での必要最低限のルールです。学校生活を明るく楽しいものにするためにも、この他にも守るべきマナーはたくさんあります。皆が気持ちよく過ごせるよう、以下の心得の趣旨を理解し、これを自主的に実践できるように努めましょう。

### 1. 生徒心得

#### (1) 身だしなみ

- ①服装は所定の制服を規定の通り正しく着用する。
- ②常に清潔・質素・端正な身だしなみに心掛ける。
- ③化粧、装飾品（ピアスなど）はしない。
- ④頭髮に関しては、染色・加工はしない。
- ⑤下履き、体育館履きは、必ず区別し、指定の場所で履きかえる。

#### (2) 服装規定

服装については次の本校規定の制服を着用する。

冬期（11月1日～4月30日）は下記の冬服を着用する。

〈スラックス〉ブレザー、白Yシャツ、スラックス、ネクタイ

〈スカート〉ブレザー、白Yシャツ、スカート、リボン

夏期（6月1日～9月30日）は下記の夏服を着用する。

〈スラックス〉白Yシャツ or 紺ポロシャツ、夏用スラックス

〈スカート〉白Yシャツ or 紺ポロシャツ、夏用スカート

ネクタイ、リボンについては、着用しなくてもよい。

＊『正装日』以外は次の服装を認める。

- ①〈スカート着用時〉はブルーのリボンの着用。
- ②年間を通してベスト、セーター、カーディガンの着用（色は、黒・紺・白の無地を基本とする。パーカー、トレーナーなどを制服の下に着るのは不可）
- ③その他詳細な規定や、年度の途中での変更については、生活指導部の指示を守ること。

＊夏期・冬季の移行期間を設定する。この期間は夏服・冬服両方の着用を認める。

《移行期間》5月1日～5月31日・10月1日～10月31日

#### (3) 学校生活一般

- ①クラスに日直をおく。日直はクラスの清掃・防火および環境の整備等にあたり、毎日、日誌を記入して担任に提出する。
- ②教室および学校の備品の使用・返却に関しては、担任または、その関係の先生に使用願を提出し、許可・指示をうける。
- ③学校の施設・物品及び樹木等を破損した場合は破損届を生活指導部の先生に提出し、その指示をうける。場合によっては、現品または金銭で弁償しなければならないこともある。
- ④拾得物、遺失物は生活指導部の先生に届け出る。
- ⑤学校内で、ビラ等を配布または掲示するときは、事前に生活指導部の先生に提出し、その指示をうける。
- ⑥自転車通学は許可制とし（自転車通学規定参照）、オートバイ（原付含む）、自動車による通学は認めない。
- ⑦アルバイトは健康、安全上の問題や学業等に支障をきたすことが多いので、学校としては望ましくないも

のと考えている。やむを得ず、アルバイトの必要が生じた場合には、事前に担任と相談し、生活指導部に届け出る。

#### (4) 自転車通学規定

- ①自転車通学を希望する者は、必ず保険に加入し「自転車通学届」を生活指導部に提出し、許可を受ける。
- ②自転車通学の際はヘルメットの着用をすること。ヘルメット着用に同意し未着用の場合は自転車通学許可を取り消す。
- ③使用する自転車には、学校指定の登録番号入りのステッカーを貼って利用する。
- ④自転車を替えた場合には、ステッカーの再交付を受けなければならない。
- ⑤使用する自転車には、鍵を取り付け、必ず所定の場所に置く。
- ⑥学校の近隣や駅前に自転車を放置しない。
- ⑦交通道德・交通法規を遵守し、交通事故を起こさないように注意する。事故に遭った場合はすぐに学校に連絡し後ほど生活指導部に届け出る。
- ⑧通学経路を交通機関から自転車に変更した場合は経営企画室への届出が必要である。

#### (5) 放課後・休日の活動について

- ①放課後は以下の時間までに下校する。

下校時刻 16 時 55 分

※春季休業期間、夏季休業期間、冬季休業期間についても 16 時 55 分とする。

- ②休日には登校しない。ただし、生徒会活動や部活動等の特別活動のために登校する場合は、前日までに担任・顧問または関係教諭を経て届を生活指導部の先生に提出し、その承認を受ける。

#### (6) 特別活動届について

- ①公式試合 1 週間前あるいは顧問が必要と認めた場合に限り、生活指導部に届を出し、顧問が付き添うことを条件に認める。
- ②最大活動時間は、18 時 15 分までとし、18 時 30 分までに完全下校する。
- ③特別活動届は活動予定月の前月末日までに所定の手続きをする。
- ④16 時 55 分以降の出入り口は、センター棟 1 階・玄関 1 か所とする。

#### (7) 自習時間について

空き時間等による自習時間は、自習室または図書館で静かに自習する。室内外でのレクリエーション、楽器の演奏、体育施設等を利用した運動は禁止する。